

業務委託仕様書

1. 業務名

令和8年度外国語観光マップ「SENDAI TOURIST MAP」制作業務

2. 事業の目的

訪日外国人観光客の仙台市への誘致促進および着地での市内回遊の向上を目的とし、既存の外国人観光客向け観光マップ「SENDAI TOURIST MAP」をリニューアルするもの。

現行のモデルルート中心のデザインから、市内案内に特化した情報提供ができる内容へと刷新し、各種イベント時や、観光案内所、観光・宿泊施設等での案内時に、より実用性の高いツールとして活用できる様、多言語（英語・簡体字・繁体字・韓国語・タイ語）で制作を行う。

受託者は、この目的を十分に理解し、（公財）仙台観光国際協会（以下、「発注者」という）と十分協議のうえ、業務を履行すること。

3. 委託期間

契約締結日より令和8年11月30日（月）まで

4. 事業内容

(1) 「SENDAI TOURIST MAP」の版下データの作成業務

イ) サイズはA2サイズ両面とし、外国人観光客目線で使いやすい観光マップで且つ、市内事業者が外国人受入、案内の際に使い勝手の良い実用的な観光マップデザインを提案し、発注者と協議の上、決定した版下データを制作し納品すること。

ロ) 版下データについては、今後、発注者又は発注者が委託する印刷会社等により更新、修正又は改変した上で増刷することが可能となるよう、後記第6項のとおり、著作権法上の一切の権利を発注者に帰属させるものとする。データは編集可能なものを納品することとし、アウトライン化前のデータ及びアウトライン化後のデータ、並びにリンクファイルを合わせて提出すること。

ハ) 適宜ピクトグラムやイラスト図を制作しマップ上に配置すること。

ニ) 言語は、基礎となる日本語版を制作の上、発注者が最終的な校正確認を行った後、5言語（英語、簡体字中国語、繁体字中国語、韓国語、タイ語）に翻訳し納品すること。なお、翻訳については対象言語を母国語とし、かつ日本語を十分理解する者が行い、必ずダブルチェックを行うこと。

ホ) 掲載必須コンテンツについて

以下7コンテンツについては、掲載を必須とする。詳細内容は提案とするが、最終的には発注者と協議の上決定するものとする。

① 地図

仙台市街中心部（仙台駅東口側は楽天球場～西側は大崎八幡宮が入る範囲までを基準とする）、北山五山エリア、榴ヶ岡エリアをメインとし、秋保地区、作並地区、東部地区の掲載も別途行うこと。なお、各エリア、地区の地図については発注者と協議の上、詳細範囲を決定することとする。

- ② 表紙のデザイン
仙台市のマップであることが一目で分かるビジュアルとし、外国人観光客の目を引くデザインとすること。あわせて、言語毎に明確な区別がつくものとする。
- ③ 仙台市内におけるおすすめ情報の掲載
仙台で“行くべき”、“飲食すべき”等、市内観光のおすすめ情報を最低3カテゴリー、2～3コンテンツずつ考案し掲載すること。なお、考案する際には「Discover SENDAI」や「せんだい旅日和」に掲載されている情報を参考にすること。
- ④ 路線図と駅名、主要駅周辺施設情報の掲載
仙台市営地下鉄、JR（主に仙台まるごとパスの利用可能エリア）、るーぷる仙台を集約した路線図を制作し、主要駅と周辺施設情報を別途掲載すること。
- ⑤ お得なチケット情報
るーぷる仙台1日乗車券、仙台まるごとパス、仙台エリアパス等、外国人観光客にとって有益なチケット情報を掲載すること。
- ⑥ お役立ち情報
災害時や緊急時のコンタクト先、観光案内所や両替所の情報等の旅行者にとって役立つ一般情報を提案、掲載すること。
- ⑦ 仙台市公式観光情報サイト「Discover SENDAI」への導線を必ず入れること。

(2) 「SENDAI TOURIST MAP」の印刷業務（合計80,000部以上）

(1) で制作、翻訳した「SENDAI TOURIST MAP」を印刷、折加工し納品をすること。

イ) 各言語の最低印刷部数は下記を想定すること。

言語	英語	簡体字中国語	繁体字中国語	韓国語	タイ語
部数	30,000 以上	10,000 以上	20,000 以上	10,000 以上	10,000 以上

ロ) 規格

印刷区分：一般印刷

サイズ：A2版 両面刷り

折り：短辺を二つ折りの後、W（じゃばら）折を基準とするが、提案も可とする。

刷色：両面フルカラー印刷

用紙：企画提案とする。ただし、最終的には、発注者と協議の上決定する。

表示：再生紙を使用する場合は表示を行うこと。

梱包：A式段ボール

※段ボールの表面に「SENDAI TOURIST MAP」「各言語名」「制作年月」を明示すること。また、梱包を見ただけで言語毎に判別ができるような工夫を行うこと。

5. 著作権

本業務で作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 本業務により作成された業務の成果物、印刷用データ等の中間生成物の所有権、著作権及びその他の権利は、発注者に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの

著作権者に帰属するものとする。

- (2) 業務の成果品等に、受託者が従前から補修する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、発注者は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (3) 受託者は、発注者に対し、著作権者人格権を行使しないものとする。
- (4) 掲載写真を自社において撮影し活用することは可能であるが、撮影費用は受託者の責任において本業務予算に含めること。
- (5) 制作にあたり利用する画像等の著作権や人物等の肖像権の権利に関することは、受託者がその手続きを行うこととする。
- (6) 受託者は、制作物が第三者の著作権等の権利を侵害しないことを保証し、第三者から制作物に関して著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

6. 納入期限

令和8年11月30日（月）

7. 納入場所

仙台観光国際協会が指定する場所

8. 業務完了報告

受注者は業務完了後、発注者へ業務完了届を提出すること。

9. 支払い方法

履行確認後、一括での口座振り込みにより支払いするものとする。

10. 契約に関する条件

- (1) 受託者は協会と綿密に連絡を取るとともに、協会の指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は、各工程を一括して受託者内で完結できることとし、基本的には第三者委託を禁止とする。再委託する場合には、あらかじめ協会の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。
- (3) 受託者は本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や協会から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。
- (4) 受託者は協会から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。なお、協会が必要に応じて仙台市等団体と成果物を共有することについては妨げないものとする。
- (5) 受託者が実施運営した事業に関して、事故等が発生した場合においても、協会はその責任を一切負わないものとする。
- (6) 受託者は本業務が完了した後、速やかに完了届を協会に提出し履行確認を受けなければならない。また、業務が完了していない状態であっても、協会が途中報告を求めた場合には速やかに応じること。
- (7) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は協会と協議を行うこと。

11. 特記事項

手配項目には含まれてはいないが、事業実施にあたり必要であると思われる費用があれば、これを見積りに計上すること。